

## 労働安全衛生法に基づく主な資格 (免許、技能講習)

労働安全衛生法においては、「衛生管理者」(第12条)、「作業主任者」(第14条)、「就業制限に係る業務」(第61条)については、所定の免許を受けた者又は技能講習を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有する者を選任し又は就労させなければならないと規定されています。

### (免許)

- 1 第一種衛生管理者免許
- 2 第二種衛生管理者免許
- 3 衛生工学衛生管理者免許
- 4 高圧室内作業主任者免許
- 5 ガス溶接作業主任者免許
- 6 林業架線作業主任者免許
- 7 特級ボイラー技士免許
- 8 一級ボイラー技士免許
- 9 二級ボイラー技士免許
- 10 エックス線作業主任者免許
- 11 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- 12 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
- 13 発破技士免許
- 14 揚貨装置運転士免許
- 15 特別ボイラー溶接士免許
- 16 普通ボイラー溶接士免許
- 17 ボイラー整備士免許
- 18 クレーン・デリック運転士免許
- 19 移動式クレーン運転士免許
- 20 潜水士免許

### (備考)

その他、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント、作業環境測定法による作業環境測定士があります。

### (技能講習)

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 2 プレス機械作業主任者技能講習
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 15 はい作業主任者技能講習
- 16 船内荷役作業主任者技能講習
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 21 鉛作業主任者技能講習
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習
- 23 石綿作業主任者技能講習
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 26 床上操作式クレーン運転技能講習
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習
- 28 ガス溶接技能講習
- 29 フォークリフト運転技能講習
- 30 ショベルローダー等運転技能講習
- 31 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- 34 不整地運搬車運転技能講習
- 35 高所作業車運転技能講習
- 36 玉掛け技能講習
- 37 ボイラー取扱技能講習